

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

災害派遣手当等に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当等に関する規則（平成8年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前															
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="192 507 1077 707"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">略「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条第2項</u>に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の施設以外の施設をいう。	略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1178 507 2063 711"><thead><tr><th data-bbox="1178 507 1547 587">利用する施設 滞在期間</th><th data-bbox="1547 507 1807 587">公用の施設又はこれに準ずる施設</th><th data-bbox="1807 507 2063 587">その他の施設</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1178 587 1547 627">30日以内の期間</td><td data-bbox="1547 587 1807 627">3,970円</td><td data-bbox="1807 587 2063 627">6,620円</td></tr><tr><td data-bbox="1178 627 1547 667">30日を超え60日以内の期間</td><td data-bbox="1547 627 1807 667">3,970円</td><td data-bbox="1807 627 2063 667">5,870円</td></tr><tr><td data-bbox="1178 667 1547 711">60日を超える期間</td><td data-bbox="1547 667 1807 711">3,970円</td><td data-bbox="1807 667 2063 711">5,140円</td></tr></tbody></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">略「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）<u>第2条</u>に規定する<u>ホテル営業及び旅館営業</u>の施設以外の施設をいう。			利用する施設 滞在期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円
略																
利用する施設 滞在期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設														
30日以内の期間	3,970円	6,620円														
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円														
60日を超える期間	3,970円	5,140円														

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。